

天理市公平委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

天理市公平委員会

委員長 橋本武志

公平委員会規則第1号

天理市公平委員会議事規則の一部を改正する規則

天理市公平委員会議事規則（平成12年9月天理市公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「押印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市公平委員会議事規則の規定は、この規則の施行の日以後に作成及び受領した文書から適用し、同日前に作成及び受領した文書については、なお従前の例による。